

岡山市文化芸術基本条例(仮称)(案)への意見募集(パブリックコメント)の結果について

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和3年12月3日(金)から令和4年1月4日(火)まで
- (2) 周知方法
 - ・岡山市ホームページ
 - ・行政資料室、各区役所、文化振興課(閲覧)
 - ・報道機関への資料提供
- (3) 提出方法 岡山市ホームページ入力フォーム、持参、郵送、電子メール、ファクシミリ
- (4) 提出先 岡山市 市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課

2 意見募集の結果 7件

3 意見の概要と岡山市の考え方

No	項目	意見の概要	岡山市の考え方
1	文化	スポーツも、文化のひとつとして支援してほしいです。岡山市には、岡山シーガルズ、ファジアーノ岡山、トライフープ岡山、岡山リベッツ、天満屋陸上部などのプロチームがあります。市民の健康増進と生きがい創生に寄与していると思います。「民設民営」の新アリーナの提案もあるようです。宜しくお願い致します。	ご指摘のスポーツに関する施策は、国の「スポーツ基本法」に基づく「岡山市スポーツ推進計画」で推進してまいります。
2	定義	(定義)第2条第4項「事業者」の項目は削除すべきである。 文化芸術活動を行う事業者は、その他の団体として文化芸術団体に含まれる。文化芸術活動は、基本的に利潤の追求を第一義とするものではなく、文化芸術基本条例に、営利を目的とする「事業者」を取り上げることはなじまない。ましてや、「すべての事業者」を、文化芸術活動をおこなう「市民」や「文化芸術団体」と同列で取り上げることがふさわしいといえない。	文化芸術団体とは別に、事業者に対しても文化芸術に対する理解や支援をお願いし、協働して持続的な振興を図りたいと考えているため、原案のとおりとします。
3	基本理念	(基本理念)3条 基本理念に、文化芸術の意味や価値について触れるべきである。 ・文化の創造と享受は、人々(市民)にとって基本的な権利である。 ・文化は市民の誇りであり、心豊かな市民の生活には欠くことができない。 ・文化は地域を魅力あるものとし、活力と賑わいのある地域づくりへとつながる。 など	ご指摘の趣旨を踏まえ、基本理念に、次の1項を加えます。 「文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術を創造し、享受することが市民の生まれながらの権利であることを基本とする。」 なお、ご指摘の「市民の誇り」「地域の魅力」「地域づくり」等については、その趣旨を前文に記述しています。
4	基本理念	第3条 文化芸術活動は、まちづくりや地域づくり、他地域の人々との交流を目的として行われるものではなく、その結果として得られることである。誤解が生ずるような表現になっている。	文化芸術をまちづくりや地域づくり、国内外との交流に生かすことの重要性を記述しているものです。原案のとおりとします。
5	市の責務	(市の責務)4条 市の責務を、基本理念に沿って明確にすべきである。余りにも漠然としている。 ・施策の推進に当たっては、市民等との連携や、その意見の反映に努める。 ・市民等が主体的に文化芸術活動を行うことができるように、施設等その環境の整備に努める。 など	市の責務については、文化芸術基本法に沿った文言としています。原案のとおりとします。
6	市民等の役割	(市民等の役割)5条 文化芸術活動は、あくまで自由意思において主体的に行われるものであり、市民等の責務のような表現にならぬよう注意すべきである。 ・主体的な文化芸術活動を行うことを通じて果たせるものを明示するような表現。 など	ご指摘の趣旨を踏まえ、第5条第1項を次のとおり修正します。 「市民等は、文化芸術を享受するとともに、自らが文化芸術の担い手として、自由で主体的な文化芸術活動の推進等に努めるものとする。」
7	施策	第4章の次に、第5章として、市の「文化振興に係る基本的な施策」を明記すべきである。 「岡山市文化芸術推進計画」の策定は、「岡山市文化芸術推進会議」に意見を聞くところがあるが、岡山市が必要とし、長年培ってきた「文化振興に係る基本的な施策」があるはずなので、それを岡山市文化芸術基本条例に明記すべきである。基本的な施策が分からないのでは、推進会議は意見を述べる土台がないことになる。文化振興に係る基本的な施策の策定は市が行うのであって、推進会議は、その基本的な施策に基づいた推進計画の策定等の調査審議を行うのではないか。	岡山市では、従来から「岡山市総合計画」「岡山市文化芸術振興ビジョン」等で体系的、計画的に文化芸術の振興を図っています。 本条例は、文化芸術振興の大きな方向性を示すもので、具体的な施策は、第6条で定める「文化芸術推進計画」に委ねることとします。